

井上記念病院では、安心して安全な医療を受けられる環境の確保のため、医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策を推進しています。

医療安全管理部門設置 医療安全管理対策委員会設置

院内における医療事故や医事紛争の発生を未然に防止する方策を審議し、解決策を作成することを目的に委員会を設置し、以下の活動を行っています。

- 報告等にもとづく医療に係る安全確保を目的とした改善方策
- 医療安全管理のためのマニュアルの整備
- 医療安全管理のための研修
- 事故発生時の対応

井上記念病院 医療安全管理指針

1. 人はあやまちを犯すという前提に立ち、あやまちを誘発しない環境や、あやまちが患者様の障害に発展しないシステムを病院全体で構築する。
2. あやまちの前兆を看過せず、発生したあやまち等に適切に対応できる能力を養う。
3. インシデントの原因分析に際しては、「誰が」でなく、「何が」、「何故」に視点をおき、総合的、継続的な医療の質向上を図る体制を構築する。
4. インシデントに対しては、迅速な報告と、なされた報告に迅速に対応できるシステムを構築する。
5. 医療の安全管理を推進する上において、医療に対する患者さんの積極的参加が不可欠である。そのためには、医療に必要な情報提供を患者さんに十分行うこと、またその得られた情報を理解したうえで下される患者さんの判断、選択は最大限に尊重する。